

市各部における施策のこれまでの取り組みと課題

会 陪 林 畚 對 呆

釜石市総合計画策定委員会庁内作業部会

強弱をば靡り類のすまはるの業嵐さちほり橋谷市

# 保健福祉部会

会館業科内市会員委安策画指合熱市百釜

### 子どもの居場所づくり

- ・全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごせるようにするため、小学校区に学童育成クラブを設置し、社会福祉協議会や保護者会等に委託して運営している。
- ・年々各小学校の在籍児童数に対する学童登録数の割合が増加傾向となっており、このような中で、面積による基準定員（一人当たり 1.65 ㎡）の超過が見込まれる施設もある。
- ・特に低学年利用者の増加に伴い、指導・見守り等が必要となることから、学童育成クラブの放課後支援員の確保が求められている。
- ・全ての子どもを対象に、遊びや多様な学習・体験活動機会を提供することを趣旨に開設している放課後子ども教室など、教育施策等と連携した子どもの居場所づくりも期待される。

### できる限り在宅での生活を

- ・高齢化やニーズの多様化など、各世帯や地域が抱える問題は複雑化している。
- ・毎年実施している要支援・要介護認定者を除いた全ての高齢者を対象とした高齢者現況調査では、日常生活のなかでの困りごとを尋ねたところ、「物忘れ」、「買い物」、「外出時の交通手段」が課題として抽出されている。
- ・住民主体の「おとなりさん倶楽部」を立ち上げ、買い物やゴミ出し、草取りなどの生活支援を行っている。
- ・生活支援コーディネーターを配置し、生活圏域ごとの特性にあった地域づくりと多様なサービスの提供体制づくりのサポートを行ってきた。

### 妊娠・出産・子育てのための切れ目のない支援

- ・母子保健の充実を図り、安心して子育てができる地域づくりを推進するために、妊婦・乳幼児健康診査、パパママ準備教室や離乳食教室などを実施してきた。
- ・平成 29 年度には、子育て世代包括支援センターを立ち上げ、県立釜石病院産婦人科や小児科、NPO 法人まんまるママいわて等の関係機関と連携を図り、産前・産後サポート事業を実施している。
- ・核家族化や地域のつながりの希薄化による家庭や地域での孤立化、産科医や小児科医の不足を背景に出産直後の健康面の悩みや育児への不安などに対する相談機会を十分得られないことなどにより、産後うつや虐待疑いの事例が発生するなどの課題が発生している。

### 子どもを守る体制づくり

- ・平成 28 年度に児童福祉法が改正され、「新しい社会養育ビジョン」が提言され、児童虐待への関心が高まると共に相談件数も増加、その内容も多様化・複雑化している。
- ・相談内容は各家庭で異なり、解決が容易でなく、長期間の継続的な関わりが必要となるため、子どもを大切に守り育てるために地域が子育て家庭とつながり支えることが必要である。

### 障がい者の相談体制

- ・障がいのある人が、住み慣れた地域で、自立した自分らしい生活を送るためには一人ひとりの状況を踏まえた相談、支援を行うため、市内の事業所に相談支援事業を委託し、サービスの調整を行っている。
- ・利用者の増加及びニーズが多様化・複雑化してきており、対応する専門員の不足が大きな課題となっている。

### 権利擁護の推進

- ・高齢者の認知症や知的障がい、精神障がいなどによる判断能力の低下などから、金銭や財産の管理、福祉サービスの利用が適切に行うことが困難になることがあり、この場合、判断能力が不十分な方を法律的に支援する制度として、「成年後見制度」がある。
- ・令和元年7月に、遠野市、大槌町及び当市の2市1町で「釜石・遠野地域成年後見センター」を設置し、関係機関とネットワークを構築し、関係者会議の運営、制度の普及啓発、総合相談、手続きの支援などを行ってきた。

### 医療・福祉従事者の確保

- ・市内の医療・福祉関係の事業所等で働く人材の確保と定住の促進を図ることを目的に、市が指定する事業所等で働く方を対象に奨学金返済補助金や人材確保型定住奨励金を支給するとともに、将来、市内の施設で医療・福祉等従事者として就業しようとする医療・福祉関係の学生を対象に奨学資金を貸与（貸付期間と同期間、市内施設において取得した資格を活かした職に就くことで、返還が免除されます。）している。
- ・市内の保育施設では、保育士が不足しており、受け入れが進まない状況も出始めてきている。
- ・市内介護事業所ではスタッフが不足しており、介護サービス供給量の低下と、重度の要介護者への適切なサービスの提供ができなくなることが懸念される。

### 地域での担い手の育成

- ・地域での暮らしを支えるために各町内会や民生委員、ボランティア団体などがさまざまな形で、見守り活動、支援活動を展開している。特に、震災後は、仮設住宅入居時から見守り活動を展開してきた。
- ・高齢化や核家族化など時代の変化とともに、一人一人が抱える課題は複雑化・多岐化しており、支援を必要としている一方、地域で支援していく地域力が脆弱になりつつある。その背景には、担い手の高齢化や固定化による負担増に伴う人材不足が大きく関わっている。

### ライフサイクルに応じた健康づくりの推進と環境づくり

- ・健康の保持・増進を図り、いつまでもいきいきと、自分らしい生活を送ることができるよう、地域での健康相談や健康教室、食育事業などを開催し、生活習慣の改善に向けた取り組みをしてきた。また、特定健康診査やがん検診を実施し、病気の早期発

見に努めてきた。

- ・当市の平均寿命は県内でもワースト1位であり、三大疾病による年齢調整死亡率は、県内では高い状況となっている。また、特定健診受診率は県内でも低い状況である。

#### 地域での介護予防の推進

- ・高齢になってもできる限り要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を送れることを目指して、平成28年度から、地域づくりによる介護予防事業を実施している。
- ・サロン活動や自主グループ活動等の支援を通じて、運動、栄養、口腔の健康維持のための普及啓発を行っている。
- ・年齢を重ねるにつれて、身体や心には変化が生じ、虚弱化する傾向がある。また、高齢者のみ世帯や独居高齢者世帯数は増加傾向にあり、地域と疎遠な孤立リスクの高い高齢者の増加が懸念される。

# 教育文化部会

### 幼児教育の充実

- ・幼児教育の充実を図るため、こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、保育型児童館を「幼児教育施設」として一体的に捉え、市内のどの施設を利用しても平等な教育を受けられるよう、合同研修会の開催や、小学校への円滑な接続を目指し、「幼保小接続カリキュラム」の活用に向け、取り組んできた。
- ・少子化や核家族化、保護者の就労形態の多様化などの子どもを取り巻く社会的環境の変化に伴い、幼児教育施設の役割は、さらに大きなものになっている。
- ・共働き家庭の増加に伴い、保育所の需要は増加する一方で、幼稚園は定員割れ等の課題が発生している状況にある。

### 学校教育の充実

- ・「希望と笑顔があふれるまち釜石」の創造のために、10年後、20年後の釜石の、発展を担っていく「ひとづくり」が、当市の教育に課せられた使命である。
- ・釜石の復興と将来のまちづくりを担う子どもたちに「強く生き抜く力」を育成している間、基礎学力の定着と向上に向け、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善や、健やかな体の育成に向けた体育における指導方法の改善など、教育内容の充実に取り組んできた。
- ・一部には基礎的・基本的学力の未定着や不登校など、生徒指導面での課題が見られる。

### 多様な学習機会の創出とスポーツ振興

- ・大学や多様な団体・機関と連携した講座の開催、地域の実情に応じた公民館事業の展開や図書館サービスの提供など、幅広い分野の生涯学習機会の提供に努めてきた。
- ・人口減少や少子高齢化に伴う参加者の固定化や高齢化、学びの成果を発揮する機会が少ないといった課題がある。
- ・スポーツにおいてはラグビーワールドカップの開催により「ラグビーのまち」としての関心や価値を一層高める取り組みを行ってきた。

### 施設機能の充実と適切な管理運営

- ・東日本大震災により多くの生涯学習・スポーツ関係施設が被災しましたが、公民館や市民体育館など、市民の学びやスポーツの拠点となる施設を順次整備してきた。
- ・図書館等その他の施設においても、耐震補強や避難所としての機能向上を施す改修工事などを行い、安全かつ利便性を図る施設整備に努めてきた。
- ・老朽化などに伴う大規模改修あるいは建替えが必要とされる施設は未だ残されている。
- ・人口が減少し、緊縮財政が求められる現状においては、優先度を勘案し、長期的な維持管理を見据えた上で整備していくことが求められている。

### 地域づくりに寄与する特色ある教育活動の推進

- ・郷土を愛し、故郷の復興・発展を支える児童生徒を育成するために、「いのちの教育」を推進し、学校ごとに地域と連携した教育活動を行ってきた。

- ・郷土芸能や産業学習、地場産物による食育、鉄に関する学習など、各学校地域の特色に応じた活動を工夫してきた。
- ・小学校及び中学校において地域に元気を与えるような活動、当市の風土、伝統及び有形無形の財産を活用して郷土理解を深め、郷土への誇りと愛着を育む活動、地域と協働による取り組む活動等は実施できているが、それらを今後、地域や子ども達、当市等にどのように活かしていくかも含めて実施するべきだと考えている。

#### 教育関係機関と連携した心のケアの継続

- ・子どもたちやその保護者、教職員のストレス障害などを早期に把握し、教育現場におけるきめ細かなケアに対応できるよう、継続的、長期的な心のケア対策を充実させるため専門職を配置し対応した。
- ・関係機関等が児童生徒のいじめに関する課題意識を共有し、いじめの未然防止と早期解決のために関係機関と連携しながら対応し、被害児童生徒の心のケアを適切に行ってきた。
- ・配置人数以上に、学校・家庭のニーズが多い状況にあり、割り当てられた勤務時間内で対応が不十分なケースもある。特に、保護者と直接会って対応する場合は、保護者の仕事が終わる夕方以降になることが多いため、勤務時間の調整が必要なケースもみられた。

#### 防災機能や地域コミュニティの拠点となる学校整備

- ・東日本大震災により使用不能となった学校の復旧・再建工事が平成30年2月に全て完成し、既存の学校施設においても、教育環境の改善のため、必要な維持補修を行っている。
- ・各学校施設は、自然災害等の避難場所に指定されている場合が多く、備蓄品等、防災拠点としての機能を有しているが、最大で築60年の施設など、市内学校施設の老朽化により、トイレの洋式化やバリアフリー等、多様化する避難者のニーズに対応することが難しい状況になっている。
- ・震災による引っ越しにより今までの居住地を離れた児童生徒が、震災前と同じ学校へ安全な方法で通学するためのスクールバスを運行した。
- ・教育と防災のためのWi-Fi環境を市内小・中学校の体育館に整備することにより、ICT（情報通信技術）を活用した教育の充実を図ることができるほか、災害時には一般市民がWi-Fi環境を利用することができるようになり、あらゆる災害で想定される避難所としての機能をより充実させることができた。

#### 命を守る教育の推進

- ・釜石市の学校教育の目標である「強く生き抜く力」の育成を図るために、各小・中学校において「いのちの教育」として、教育活動全体で防災教育を核とし、自他の命を守り、尊重する心を培うとともに、地域の人や自然、自然災害に対する理解を深めながら、主体的に自分で判断し行動することができる資質や能力を育てることを目的に、



実践を深めてきた。

- ・子ども達への教育のみではなく、市内全教職員においても、研修等により災害対応への危機意識を共有し、高めることができた。

#### ユネスコ世界遺産の構成資産「橋野鉄鉱山」と近代化産業遺産の活用

- ・橋野鉄鉱山のユネスコ世界遺産登録を推進し、近代化産業遺産の保存及び活用に取り組んできた。
- ・平成 29 年度に『橋野鉄鉱山の保存・整備・活用に関する計画』を策定し、現在、その計画に基づいて保全・活用を進めている。
- ・近代化産業遺産の活用につきましては、平成 19 年に経済産業省が「鉄鋼の国産化に向けた近代製鉄業発展の歩みを物語る近代化産業遺産群」として、釜石市内に残る産業遺産のいくつかが認定されており、各遺産の紹介を行ってきた。
- ・旧釜石鉄山事務所では、平成 25 年度に国登録有形文化財に登録され、平成 27 年度に耐震補強工事を実施し、平成 28 年 6 月から一般公開を行っている。
- ・今後の課題として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産価値の理解増進と来訪者増加に向けての取り組みが必要になってくる。
- ・橋野鉄鉱山の調査研究とその成果活用、関連施設である橋野鉄鉱山インフォメーションセンター、鉄の歴史館及び旧釜石鉄山事務所の快適な見学空間整備のための改修などが必要となる。
- ・近代化産業遺産の活用課題については、各資産が市街地に所在していないため、観光見学ルートを作成する上でデメリットとなっている。

#### 文化財の保護・保存・活用

- ・これまで復興事業及び民間事業の開発計画地において、埋蔵文化財の照会業務、遺構や遺物の出土の有無を確認するための試掘調査を実施してきた。
- ・その中で詳細な調査が必要な箇所については、記録保存のための緊急発掘調査を実施し、その成果を調査報告書として作成し、遺跡の保護と公開に取り組んできた。
- ・平成 27 年度に漁業集落防災機能強化事業(大石地区)に伴う緊急発掘調査を実施した屋形遺跡においては、縄文時代の良好な貝塚を確認した。
- ・有識者及び市民から貝塚の保存を望む声があがったため、貝塚の調査は一時中断となり、協議の結果、道路計画の変更と貝塚の保存が確定した。屋形遺跡は平成 30 年度に市指定史跡となり、今後は国指定史跡に向けて取り組んでいく。未指定の文化財については、文化財の指定に向けて調査報告書の作成を実施した。
- ・指定文化財の復旧では、平成 25 年度に栗橋地区の牧庵鞭牛和尚隠居屋敷跡の石柵修繕と、唐丹地区の星座石・測量之碑の上屋修繕などを実施した。
- ・東日本大震災津波で被災した神楽や虎舞等の郷土芸能団体に対して、各種助成制度等の支援制度の照会を行ってきた。
- ・平成 30 年度までに釜石市郷土芸能復興支援事業補助金を利用して倉庫等を整備した

団体は7団体。(25年度2団体、26年度2団体、27年度2団体、30年度1団体)。

- ・郷土芸能の伝承活動の場として、郷土芸能祭を開催。(25年度、27年度、29年度、令和元年度)。
- ・過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題。

**芸術文化活動の推進**

- ・芸術文化の取り組みについては、市民に芸術文化活動・音楽活動の発表や鑑賞の場を提供するために「釜石市民芸術文化祭」を開催し、また、「釜石市民劇場」や「かまいしの第九」演奏会への支援などを行った。
- ・次世代を担う子供たちへの取り組みとしては「伝統文化こども教室事業」を開催する団体への支援を行い、茶道・華道・三味線など日本の伝統芸能を継続的に体験・習得できる機会の提供を行った。
- ・演劇やオペラコンサートなどを鑑賞する機会を提供し、豊かな情操の涵養に努めてきた。
- ・芸術文化活動における今後の課題としては、過疎化・少子高齢化社会などを背景に、芸術文化団体活動の先細りや休止、活動資金の減少が予想されることから、それらに対応した新たな支援の検討・実施が挙げられる。
- ・郷土資料館については、平成29年度に館内改修工事、平成30年度に館内展示スペースの拡張工事を実施し、来館者の利便性向上と展示内容の充実を図った。なお、今後の課題としては、郷土の歴史・文化の学習拠点としての更なる内容充実や、資料の収集と適正保管への対応、調査研究の推進などが挙げられる。

この事業は、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、また、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

# 産業雇用部会

この事業は、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

また、本市の産業振興、中でも特に繊維工業の振興を目的とし、繊維工業の発展を促進し、日人・外国人の労働力の不足を補うこと、

### 地域事業者の持続的な経営に向けた支援

- ・人口、事業者数とも減少傾向となることが予想される中、復興需要の落ち込みによる売り上げの減少や経営者の高齢化による事業承継の問題など再建した事業者が持続的な経営を行う上で、様々な課題が発生している状況にある。

### 新たな産業の創出

- ・地域に新たな市場や経済を創出することを目的として、ビジネスやコミュニティなど幅広い分野を対象とした「ローカルベンチャー推進事業」や釜石市創業支援事業計画の策定による釜石商工会議所と連携した支援、産学官連携によるものづくり・再生可能エネルギー・水産をテーマとした研究開発など、起業・創業に向けた取り組みを推進してきた。
- ・既存中小企業者では事業承継が思うように進んでおらず、釜石商工会議所が実施した「事業承継に関するアンケート」では、回答があった中小企業者のうちの 38.1%がご自身の代での廃業を予定していると回答している状況にある。

### 商業とにぎわい拠点の整備と魅力ある商店街の形成

- ・東日本大震災で当市の中心市街地東部地区は壊滅的な被害を受けたが、商業とにぎわいの拠点（フロントプロジェクト1）として、商業・文化・情報交流拠点施設の整備を行ってきた。
- ・事業者協議会や各商店会と連携し、商店街の魅力向上を目的として、市内案内サインや照明の整備等を行うとともに、市街地における空き店舗解消に向けた取り組みを行ってきた。
- ・高規格道路網の整備により、近隣市町との移動時間が短縮され、交流人口の増加が見込まれる一方、地域間競争は激しさを増すことが予想される状況にある。

### 釜石港の国際貿易拠点化

- ・東日本大震災以降、京浜港と釜石港を週一便で結ぶ、悲願の国際フィーダーコンテナ定期航路が開設されたのを契機に、これまで工業港湾として成長を続けてきた釜石港が、より身近な存在として、国際貿易港へと変化しつつある。
- ・釜石港のコンテナ取扱量は、県内最多記録を更新するといった状況が続いている。
- ・東北横断自動車道釜石秋田線の全線開通、さらには三陸沿岸道路の整備進捗によって、この結節点に位置する釜石港のアクセス性が飛躍的に向上している。
- ・一連の物流インフラによってもたらされる地理的優位性が、地域経済の活性化に、少なからず寄与していくものと期待される。
- ・コンテナ物流を主軸とした、釜石港の国際貿易港化に加え、全く新たな国内定期便等の開設ニーズへの対応、さらには完成自動車物流の再開を見据えた場合、釜石港の更なる機能強化が必要になる。

### 企業誘致の推進

- ・誘致企業は、震災前 12 社が操業していたが、東日本大震災で半数の 6 社が津波被害

を受け、被災した6社のうち4社が再建操業したものの、2社が撤退することとなった。

- ・震災以降、既存工場の拡張や地場企業の新設のほか、釜石自動車道（東北横断自動車道釜石秋田線）及び三陸縦貫自動車道の結節点という地理的優位性や、釜石港の利便性により、新たな企業誘致の流れが生まれており、新規で7件の立地協定を締結。
- ・現在の誘致企業数は17社（うち16社が操業中）、総従業員数は約1,900名となっている。

・企業誘致を進めていくためには、産業用地及び労働力の確保など、解決しなければならない問題がある。

### 水産業の振興

・昭和56年から63年にかけては、年間100億円を超える水揚げを誇る県内屈指の水産都市であった。

・国際的な漁業規制や水産資源の減少等により、年間30億円程度で推移し、震災の影響並びに水産資源の減少により、更に縮小している状況となっている。

・魚のまちの復活に向けて、水産業の中核となる魚河岸地区の魚市場の整備と加工機能の集積や流通・加工体制の構築、誘致を支援することとし、壊滅的な被害を受けた釜石漁港背後地を産業再生エリアとして、これまで当市内に点在していた水産流通加工業を集積することで、魚市場を中心とした水産業の復興を進めている。

・魚市場については、水産庁の「水産基盤整備事業」を活用して整備を行い、平成25年4月1日に「新浜町魚市場」、平成29年5月16日に「魚河岸魚市場」が供用を開始し、「釜石市魚市場」の2場体制が整ったところである。

・水深の深い「新浜町魚市場」については、サンマ船や旋網船などの大型船の水揚げを、閉鎖型で高度衛生管理に対応した「魚河岸魚市場」については、地元定置網の水揚げを行う市場として機能分担をして運営している。

・加工機能誘導に向けては、水産庁の「水産業共同利用施設復興整備事業」を活用し、魚市場背後地に5区画を設定し、8事業者を選定し、6事業者が操業を開始している。

・残る2事業者につきましては、令和2年度中の操業開始を目指し、建設を進めている。

・養殖漁業、採介藻漁業については、東日本大震災により、流失した漁船や養殖施設等の復旧に努めるとともに、「浜の活力再生プラン」や「地域営漁計画」等を策定し、沿岸漁業の立て直しを図っているところである。

・地球環境の変化が原因と思われる海洋環境の変化により、当市魚市場の主力魚種である秋サケ、サンマの不漁が続くとともに、長期間に渡るホタテガイの貝毒の影響による出荷自主規制、磯焼けによるウニ、アワビの生育不良等非常に困難な状況に見舞われている。

・震災前からの課題であった漁協組合員の減少については、震災の影響が大きく、加速度的に減少が続く状況にある。

- ・岩手県、市内3漁協連携の元、近い将来、当市水産業を担っていく若手漁業者等で構成した「漁業担い手育成プロジェクトチーム」を設立し、漁業担い手の確保等を図るとともに、当市水産経済の向上と漁村地域の発展を目指し、取り組みを進めている。

#### 魚のまちが感じられるまちづくり

- ・国際的な漁業規制や国連海洋法条約発効等の時期を境に、釜石市魚市場への水揚げが減少傾向になっている。

#### 水産基盤の整備

- ・東日本大震災で倒壊した防波堤を復旧するとともに、漁港を埋め尽くしたがれきの撤去や地盤沈下した漁港の嵩上げなどの整備を行い、平成28年度末までにすべての漁港を復旧させている。
- ・市民の財産を守る防潮堤について、海岸や湾ごとに過去の津波の記録や発生の可能性が高い地震等のシミュレーションを元に、数十年から百数十年の頻度で発生している津波を想定し、防潮堤の整備を進めてきた。
- ・近年、台風をはじめとした自然災害が多発するとともに、その被害状況も甚大になるなど、復旧しては被災するという状況が繰り返されている。

#### 農林業基盤の整備と活用

- ・東日本大震災により、農林業の基盤となる農地や森林、防潮堤や用水路などの施設が被害を受けたが、営農や森林施業の実施が可能となる状態にまで復旧した。
- ・復旧農地の営農再開や担い手の確保に資する具体的な取り組みが必要である。

#### 農業の振興

- ・東日本大震災で被災した農地を復旧し、営農再開に向けた支援を行うとともに、集落ごとに地域農業マスタープランを策定し、農家の減少と担い手不足による耕作放棄地解消に向けた取り組みを行ってきた。
- ・全国的に農業従事者の減少・高齢化が進行する中、当市でも農家数は減少傾向であり、過去10年間において、販売農家数が280戸から140戸に半減している。

#### 林業の振興

- ・東日本大震災で被災した森林や林道、尾崎半島の大規模林野火災被災地、相次ぐ台風や豪雨災害による被災林道などの復旧に取り組みつつ、住宅再建時に一定以上の市産木材を活用した場合に補助金を交付するなど、被災者支援や市産木材の活用のための取り組みを実施してきた。
- ・山林に放置されていた間伐材を有効に活用するため、基幹作業道の整備や、高性能林業機械の導入支援を実施することで、低コストで効率性の高い作業システムを実現し、効果的な森林整備や森林資源の活用に取り組んできた。
- ・森林所有者の山離れが進み、手入れが行き届かない私有林が増加している。

#### 鳥獣被害防止対策の推進

- ・市内における野生鳥獣による農作物被害額は、H30年度は19,237千円であり、H26年

度の 67,975 千円と比較して 48,738 千円の減となっている。

- ・被害額の約 7 割を占めるニホンジカ被害の減少によるところが大きく、その要因は有害害捕獲頭数の増加と防除柵の設置が進んだためと考えられる。
- ・依然として被害額が高いことや、ニホンジカ生息数の減少に至っていない。
- ・市内での目撃数が増加しているイノシシについては、農作物被害がいつ起こってもおかしくない状況である。

#### 地域資源の連携による滞在交流型観光システムの構築

- ・震災前は当市の観光レクリエーション地区であった根浜地区のレストハウス、オートキャンプ場などハード面の復旧に加えて、観光交流拠点である「鶉の郷交流館」や道の駅「釜石仙人峠」、釜石魚河岸にぎわい館「魚河岸テラス」等の新たな施設整備により、来訪者の受入環境を整えてきた。
- ・ラグビーワールドカップ 2019™の開催を契機に、主要幹線道路や鉄道網に加えて、ビジネスホテルから民泊までの多様な宿泊環境も整備され、来訪者の利便性や観光客収容力も大幅に向上している。

#### 戦略的な観光地経営による誘客促進や釜石ファンの創出

- ・交流人口の拡大に向けて、釜石まるごと味覚フェスティバルなど四季折々に合わせたイベントを開催してきたほか、体験型観光プログラムや防災教育旅行、企業研修の受入に取り組んできた。
- ・釜石の食の魅力を発信するため、釜石特有の商品を「おいしい釜石コレクション」として認定するなど、地域ブランドの創出や物産振興にも取り組んできた。

#### 国内外から人を呼び込む交流の促進

- ・2018 年 8 月に「世界の持続可能な観光地 100 選」の一つとして日本で唯一選定され、SDGs の視点を取り入れたサステナブル・ツーリズムの推進を標榜し、外国人旅行者の関心を醸成する取組を進めている。
- ・近年、訪日外国人観光客が急増している状況において、高規格道路網の整備により空港から当市までの移動距離も短縮しており、今後訪日外国人旅行者の増加が期待される。
- ・これまで行ってきた飲食店のメニューの英語化や指差しシート、Wi-Fi 環境の整備に加え、外国人旅行者の受入態勢の更なる充実に向けた取り組みが必要である。

#### 雇用のミスマッチ解消に向けた支援

- ・東日本大震災の影響により多数の離職者が生じたため、緊急的な雇用の創出などの失業者支援を行ったほか、新規従業員の雇い入れや、従業員に業務上必要な資格・技能の習得を行わせた企業に対して補助金を交付し、再就職に向けた支援を行ってきた。
- ・有効求人倍率が安定しつつある一方、業種によって雇用のミスマッチが生じている。
- ・人口減少が進むにつれて、就業者の高齢化、担い手となる若年層の割合の低下が見込まれる。

中長期的な労働力の確保

- ・東日本大震災以前から必要に応じて関係機関と連携し、就労支援を行ってまいりましたが、震災後も関係機関と定期的に情報交換を行い、効果的で効率的な事業実施体制の構築、相談体制の強化を図ってきた。
- ・釜石職業訓練協会と連携し、求職者の就業支援、労働者の技術向上に向けた資格技能の習得に向けた支援を行ってきた。
- ・将来の進路選択や職業観を醸成することを目的として、小学生や高校生を対象に経済の仕組みや企業活動、地域企業の業務内容を学ぶ機会を提供してきた。
- ・県内では平成 28 年度の新規学卒就職者の県内就職率が大学で 4 割、高校は 6 割となっている一方、就職後 3 年以内の離職率は大学、高校ともに約 4 割とされている。

U・I ターンによる移住・定住の推進と受け入れ体制の整備

- ・イベントの参加やパンフレット作成、市ホームページでの情報発信に加えて U・I ターン者向けの住宅確保対策として、雇用促進住宅や定住促進住宅の貸与、U・I ターン者向け住宅の借上げ及び定住奨励金や定住者住宅取得補助金などの補助事業を行い、受け入れ体制の整備を図ってきた。



「環境問題」の重要性を認識し、市民の意識を高めるための取り組みを推進する。また、環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

# 生活環境部会

本部会は、市民の生活環境の向上を図ることを目的として設置された。環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

環境問題の解決には、市民の参加が不可欠であり、市民の声を聴き、市民と共に行動する必要がある。

### 環境保護意識の醸成

- ・市民が自然環境に目を向けながら、環境保護意識の向上を醸成するため、自然観察会や河川の水生生物調査を実施してきた。
- ・震災等による生態系の変化から、野鳥やホタルの生息が減少しており、参加者数も少ない状況であることから、開催場所や時期の検討により、より多くの市民の皆様に参加いただくことが課題である。

### 生活環境の保全

- ・市民が安心し、快適な生活を送ることができるよう、騒音、振動、悪臭に関する苦情へは、環境基準に沿って指導を行い、生活環境の保全に努めてきた。
- ・公害の未然防止や環境美化への意識高揚を図りつつ、事故、苦情がある場合の立入調査や改善要請等を行ってきた。
- ・住宅地に隣接した事業所への苦情が多く課題となっている。

### 再生可能・新エネルギーの推進

- ・市内 40 カ所の公共施設に再生可能エネルギー設備を設置し、災害時の安定的な電力供給体制を確保してきた。
- ・太陽光発電システムやバイオマス熱利用機器等の新エネルギー設備を導入する被災世帯に対して、その導入費用の一部を助成することで、新エネルギー利用の促進を図ってきた。
- ・この設備費用一部負担措置が終了した場合、市内世帯の設備導入数が減少することが予測されることや、再生可能エネルギー設備に関しては、耐用年数経過後の維持費、システムエラー等の不具合発生時の対応方法などが課題となっている。

### ペットの適正な飼育管理

- ・ペットの適正な飼育管理の一環として、飼い犬の登録業務と狂犬病の予防接種を実施している。
- ・接種率は全国平均より高いものの、更なる普及率アップを目指している。
- ・保健所主催の人と動物のふれあい活動等各種イベントの運営補助を実施したほか、野良猫の増加を防止し、不幸な命が産みだされないよう、ペットの不妊手術助成について周知協力し、市民とペットが共に生きる環境の確保に努めてきた。
- ・散歩時の糞の後始末や、放し飼い等による住民からの苦情もあり、これらの対応が求められている。
- ・災害時のペット同伴避難の希望者が増えていることから、この方針決定も急ぎ策定することが課題となっている。

### ごみ減量化とリサイクルの推進

- ・ごみの減量化を図り、併せてごみ処理経費の削減を目指すため、市民を対象に各地区で「ごみ減量講座」を実施し、ごみの分別、リデュース・リユース・リサイクルの理解を深めて頂き、指定ごみ袋の導入等の取り組みも進めている。
- ・自然環境との調和を図るため、高温熔融炉方式の広域処理施設として岩手沿岸南部クリー

ンセンターの操業を開始したことにより、循環型社会の形成に向けた取り組みにも努めている。

- ・当市における家庭系ごみ排出量は減少傾向にあるが、岩手県内の他市町村と比較すると、家庭系ごみ・事業系ごみの総排出量はまだ多い状況。

### 公共交通の維持確保

- ・公共交通の維持確保を図るため、震災後には被災者支援バスやオンデマンドバスを運行し、仮設住宅で暮らす被災者をはじめとした地域住民の生活の足の確保策として、一定の役割を果たしてきた。
- ・令和元年6月には、復興後の持続可能な公共交通のあり方を見据え、市内路線バスの幹線支線化を実施し、幹線部は通常料金に戻して岩手県交通が運行、支線部は市が委託するバスで運行するなど、役割分担を明確にして取り組んできた。
- ・市でバス運行している支線部バスは、利用者が少なく、収益率が低い状態であり、幹線部内においても、赤字路線は路線縮小の傾向にある。
- ・今までバス運行されていない地区やバス停から遠い住民、高齢者の足の確保も課題であり、バス路線の拡大は難しい状況。

### 交通安全の確保

- ・交通安全対策協議会を組織し、各種交通安全対策事業を充実させて事故の未然防止に取り組むとともに、交通指導員を設置し、交通安全教室や街頭での交通安全指導を実施するなど、市内における交通の安全確保に努めてきた。
- ・高齢者の交通事故を未然に防ぐための啓発活動や、反射材等の配布活用による事故防止活動を積極的に推進している。
- ・交通事故による死亡者数は減少傾向にあるものの、高齢者が関係した事故件数は増加している。

### 鉄道輸送の確保

- ・三陸鉄道リアス線に対し、運行に必要な経費の一部を岩手県並びに沿線市町村等で負担して経営支援してきたが、三陸鉄道の経営状況は、依然として県や沿線市町村で累積赤字を解消している状況。

### 防犯意識の向上と空き家対策

- ・犯罪や事故のない明るい社会づくりを進めるため、警察署を中心とした関係団体等との連携を強化し、防犯活動の活発化を促進してきた。
- ・町内会等が行う街灯の設置等に要する経費に対し補助金を交付し、犯罪防止に努めている。
- ・景観・治安の悪化の原因ともなりうる空き家等の適正管理と有効活用に関する施策を計画的に実施し、市民のより良い生活環境の保全と安全で安心して暮らせる社会の実現を目指している。
- ・防犯隊員の高齢化に伴う人員確保や市内における街灯の設置状況や所管のすみわけなど

を把握するための調査に係るマンパワーの不足が見られる。

- ・各町内会等の会員減少や設置状況を考慮した補助金のあり方の再考が必要となっている。
- ・高齢化が進むにつれて、空き家の所有者及び相続人の特定が困難となり、また、空き家の処分や適正管理を行うことが困難な生活困窮者も散見されることから専門職員の配置や、連携体制の確立が必要となっている。

#### 消費生活センターの相談体制の充実

- ・近年問題となっている特殊詐欺といった社会的背景をもつ複雑多岐な相談に対応できる体制の充実や消費者被害の未然防止のための啓発活動を推進している。
- ・潜在化している各種問題等の汲み取り方法の確立が困難であり、生活圏エリアへの一斉周知・啓蒙方法を検討していく必要があるなど課題がある。
- ・相談者の情報把握及び支援において、センターとしての人員及び機能強化が必要である。

#### 持続的で安全かつ強靱な水道の確保

- ・東日本大震災の際に水道施設・管路等は大規模な被害を受け、関連する復興整備事業と合致する水道施設の整備を推進し、震災からの復旧・復興を図りながら、生活環境の改善に努めてきた。
- ・復興事業の進捗に併せ、既設管の漏水調査を実施し、漏水箇所の修繕にも取り組んできたことから、配水管の布設替えが進むとともに有収率が改善しつつある。
- ・老朽化した既設管や水道施設について、計画的に更新していくとともに、耐震化を図っていく必要があるが、多大な費用がかかる。
- ・給水人口の減少に伴う給水収益の減少が続いており、今後も厳しい経営状況が予想される。

#### 汚水処理の充実

- ・公共用水域の水質保全や生活環境の改善のため、公共下水道・農業集落・漁業集落の区域内で汚水処理施設整備の推進を、区域外では合併処理浄化槽の普及促進を図ってきた。
- ・汚水処理施設整備後相当期間が経過し、施設の老朽化が進んでいる。

#### 雨水対策の推進

- ・都市部に降った降雨などの内水排除を担い、公共用水域に放流するための雨水管渠・雨水ポンプ場などの整備を進めてきた。
- ・東部市街地では、東日本大震災により地盤沈下が発生したため、新たなまちづくりによる雨水排水計画とあわせ、汐立雨水ポンプ場と雨水管渠整備を実施してきた。
- ・鶴住居地区・嬉石松原地区においても、津波により被災した雨水ポンプ場の復旧・雨水管渠整備を進めてきた。
- ・汚水管と同様、施設の老朽化が進んでいる。

#### し尿の適正処理

- ・公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、大槌町との広域事業として、釜石・大槌汚泥再生処理センターを整備し、平成 19 年度の供用開始以降、し尿や浄化槽汚泥の処理な

どを実施している。

- ・震災後、公共下水道区域外への住宅建築が増加したことにより、浄化槽汚泥量が増加し、処理設備の劣化が想定以上に進んでいる。

会 培 志 技 業 会

（以下文字模糊，疑似为会议记录或背景信息）

# 危機対応部会

## 防災（減災）基盤の整備（施設・設備の整備等）

## ① 津波対策

- ・東日本大震災津波はこれまでの想定をはるかに超える高さと威力を持った津波であったため、平成 21 年 3 月に完成したばかりの湾口防波堤や各地域の防潮堤（海岸堤防）が破壊されたりして、津波が陸地に達し大きな被害を受けた。
- ・防潮堤（海岸堤防）等のハード施設だけでは津波被害が防げない、「ハード対策とソフト対策を総動員した多重防禦による防災・減災対策」へと国の方針が変化した被害でもあった。
- ・東日本大震災後の津波対策として湾口防波堤並びに防潮堤（海岸堤防）が復旧されているが、湾口防波堤は粘り強い構造による復旧。防潮堤（海岸堤防）は各湾で高さを決めての復旧となった。
- ・防潮堤（海岸堤防）の高さを決めるにあたっては、国の方針で、東日本大震災津波のような最大クラスの津波（L2津波）を防ぐのではなく、三陸沿岸においては、明治・昭和三陸津波などの数十年～百数十年の頻度で発生する比較的頻度の高い津波（L1津波）を防げるような高さの防潮堤（海岸堤防）の整備を進めている。
- ・当市においては、大槌湾が 14.5m、両石湾が 12m、釜石湾が 6.1m、唐丹湾が 14.5m となっている。
- ・当市における津波対策としては、住宅地の高台への移転や盛土による高台の造成があり、L2津波が襲来すれば防潮堤（海岸堤防）を越える可能性が大きいので、津波対策後の住宅地も必ず安全とは限らないため、避難は必要になる。
- ・復興事業により、4～7階建ての復興住宅が整備されているが、復興住宅の高層階は津波対策にも有効と考えており、岩手県から新たな津波浸水想定が出て復興住宅における安全な階の確認が出来たら、復興住宅を津波避難ビルに指定することを検討している。
- ・津波監視カメラは、浜町の市営ビル、鶴住居幼稚園園庭の防災行政無線の屋外拡声器に設置している。

## ② 土砂災害対策

- ・土砂災害を防ぐための施設としては土石流災害を防ぐための砂防えん堤（砂防ダム）等、急傾斜地の崩壊（がけくずれ）を防ぐための擁壁工や法粹工等がある。
- ・これらの施設は岩手県において整備しているが、当市における平成 30 年度末の整備率は土石流災害対策施設が 12.4%、急傾斜地崩壊対策施設が 18.5%となっている。
- ・土砂災害対策施設が整備されたとしても土砂災害が完全に防げない場合もあり、土砂災害対策についても土砂災害危険箇所からの避難が必要になる。

## ③ 洪水対策

- ・河川法の適用を受ける一級河川は国（国土交通省）、二級河川は都道府県が管理している。河川法の規定の一部を準用する準用河川やそれ以外の普通河川は市町村の管理

となる。

- ・ 当市における二級河川である甲子川、鶉住居川はそれぞれ河川整備計画等に基づき、岩手県において河川堤防等の整備が進められている。
- ・ 想定最大規模降雨（千年に一度程度の降雨）による洪水浸水想定区域図が令和元年5月に岩手県から公表された。これによると甲子川では2日間317mmが48時間760.4mm、鶉住居川が2日間258.7mmが48時間759.7mmと大幅に想定降雨量が増加したことに伴い洪水浸水想定区域も広くなり、また、想定浸水深も深くなったが、岩手県においては現段階においては想定最大規模降雨に対応した河川整備計画はないとのことであり、今まで以上に避難が重要になると考えている。
- ・ 岩手県により、甲子川は礼ヶ口に、鶉住居川は日ノ神橋に水位計と監視カメラが設置されており、「岩手県河川情報システム」（Webサイト）で水位等河川の状況を確認することができる。
- ・ 岩手県において、能舟木川おおや橋、鶉住居川羽石橋、沢檜川沢檜橋、長内川日向橋、水海川女遊部橋、甲子川砂子渡橋、片岸川川目橋、熊野川熊野川橋に「危機管理型水位計」が設置されており、「川の水位情報」（Webサイト）で水位を確認することができる。

#### ④ 内水氾濫対策

- ・ 内水氾濫とは、市街地に振った雨が、短時間で排水路や下水管に一挙に流入し、排水処理能力を超えてあふれる、あるいは川の水位が上昇して雨水をポンプで川に流せずに、市街地の建物や土地、道路などが浸水することをいう。
- ・ 当市においては、東日本大震災後の東部地区において、地盤沈下や排水路が復旧整備されていない中で大量の降雨により大町地区を中心に市街地が内水氾濫した。
- ・ 千鳥町地区においては甲子川の水位が上がったため、排水ポンプが機能できず内水氾濫している。また、その他の地区においても内水氾濫が発生している。
- ・ その対策として、東部地区には1時間雨量約50mmの処理能力がある汐立ポンプ場が整備され、平成31年4月1日から稼働したが、同年の台風第19号においては排水路の上方で流木、土石等が排水路の取水口を塞いでしまったため、雨が排水路に入らず地面の表面を流れたため、内水氾濫が発生した。内水氾濫対策には治山や森林管理などの面からも取り組む必要があると感じている。

#### 防災拠点施設

##### ① 市庁舎

- ・ 災害時の事前対策や情報収集・情報発信、救助・救援活動等災害対策の立案と実行など市民の安全・安心な生活を守るための拠点として重要な施設であり、本来であれば、高い耐震性や機能性が求められるが、当市の第1庁舎は昭和29建設された古い施設であることに加え耐震補強もしていない。
- ・ 庁舎も第1～第5庁舎に分散している上に、保健福祉センターや教育センター等の施



設が離れた場所に設置されているため、機能性が高いとはいえない状況である。

・令和4年度に整備予定の新市庁舎は現市庁舎よりも高台に建設する他、耐震性の確保、非常用汚水槽、マンホールトイレ、かまどベンチ等防災設備の充実を図る上に現在は設置されていない災害対策室を設けるなど防災拠点施設としての機能を充実させる予定である。

・東部地区の避難施設が不足している状況を補うために一時的に避難者を受け入れることを想定した施設としても建設する予定である。

・現市庁舎も災害拠点施設として活動している。防災行政無線の放送設備やJアラートの受信装置、海面監視カメラ、衛星携帯電話等を備えている他、東日本大震災後には非常用発電設備を整備した。

#### ※Jアラート

全国瞬時情報システムー弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、津波警報、気象警報などの緊急情報を、人工衛星及び地上回線を通じて全国の都道府県、市町村等に送信し、市町村防災行政無線（同報系）等を自動起動することにより、人手を介さず瞬時に住民等に伝達するシステム

### ② 消防庁舎

・当市における消防業務は、釜石市と大槌町の消防本部が広域合併し釜石大槌地区行政事務組合を組織して行っている。

・釜石消防庁舎は鈴子町に建設され、平成26年4月1日から業務を開始している。防災行政無線の放送設備、非常用発電設備、消防無線、災害対策室、消防団室等を備えている他、東日本大震災において浸水しなかった場所に立地している関係から休日、夜間に大津波警報が発表された場合の防災拠点施設として利用することを想定している。

#### ※防災行政無線

地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的としながらも平常時には一般行政事務に使用出来る無線局。防災行政無線には同報系防災行政無線と移動系防災業務無線がある。同報系防災行政無線には屋外拡声子局と戸別受信機（家の中で放送を聞くことができる）がある。当市は東日本大震災で防災行政無線の屋外子局が多く被災したことや設備が老朽化していたことから東日本大震災後に新しくデジタル化の設備に切り替えている。

### 避難施設

#### ① 指定緊急避難場所

・従来の災害対策基本法では、切迫した災害からの危険を逃れるための避難場所と避難生活を送るための避難所が明確に区別されておらず、東日本大震災において被害拡大の一因にもなったと指摘されたことなどから平成25年に災害対策基本法が改正され、市町村長による緊急避難場所の指定制度が平成26年4月から始まった。

- ・災害対策基本法では、「指定緊急避難場所は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市町村長が指定する」とされている。
- ・当市においては、「火災・地震災害緊急避難場所」として27箇所、「津波災害緊急避難場所」として76箇所、「洪水・土砂災害緊急避難場所」として40箇所を指定している。
- ・指定緊急避難場所の課題としては、「火災・地震災害緊急避難場所」「津波災害緊急避難場所」については、屋外の避難場所のため、雨天時に避難が長時間にわたった場合には避難者にとって負担になることやトイレが整備されていない避難場所があることなどがある。
- ・「津波災害緊急避難場所」には近くに住む職員を避難場所担当者として配置するようにしているが、東日本大震災の被災により職員の居住環境が大きく変わったため、職員を配置できない避難場所もあり、町内会、自主防災組織、地元消防団等への依頼も検討する必要がある。
- ・「洪水・土砂災害緊急避難場所」については、岩手県から想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域が公表されたことにより、避難場所の見直しが必要と考えているが、洪水浸水想定区域が広がったため避難できる場所（施設）が極めて少ない状況があるため、洪水浸水想定区域内であっても想定浸水深よりも高い部屋が確保出来る場合は「洪水・土砂災害緊急避難場所」とすることもやむを得ないかなとも考える。これを実行するには避難対象者が危険な状況になる前に必ず避難するという確信が得られなければならないとも考えており、非常に困難な課題だと感じている。将来的には他市町村に避難する広域避難も検討する必要があると感じている。

## ② 指定避難所

- ・指定避難所について災害対策基本法では、「指定避難所は、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させる施設として市町村長が指定する」とされている。
- ・当市においては、小中学校の体育館を中心に19施設を指定避難所としており、一般的には拠点避難所という呼称を使用している。なお、指定緊急避難場所を兼ねる拠点避難所が12施設ある。
- ・拠点避難所の想定収容人数は、避難者一人あたりに必要な面積を2㎡として計算した場合、19施設で7,520人となっており、市の人口と比較して大きな不足があるが、実際の避難状況を見ると想定収容人数よりも少ない人数しか収容出来ていないため、拠点避難所の確保も大きな課題である。
- ・使用可能と思われる市の公共施設のほとんどは拠点避難所としており、新たな施設の

確保は困難なことに加え、甲子川、鶴住居川の新たな洪水浸水想定区域の状況を見ると、現在の拠点避難所でも浸水想定区域に含まれてしまっている状況がある。

・状況に応じて校舎の上階も避難所として使用出来ないか教育委員会と相談しているが、そもそも校舎も洪水浸水想定区域内にあり、避難対象者全員の正しい認識と行動が前提となる。

### ③ 福祉避難所

・災害時に拠点避難所などにおいて、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする人が避難する施設である。

・福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。

・当市では現在、福祉施設 10 施設を福祉避難所として利用させていただいている。

・ほとんどの福祉避難所は入所者がおり、利用できるスペースが限られているという課題がある。

・当市においては、台風接近時など避難までに時間的な余裕が見込まれるような場合には、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に早目に情報提供を行うことにより、各居宅介護支援事業所が担当の高齢者に避難を呼び掛けたり、ショートステイの利用等高齢者の安全を確保する取組を行っている。

### ④ 備蓄倉庫

・拠点避難所や津波により孤立が想定される地区 24 箇所に備蓄倉庫及び備蓄物資を整備している。

・拠点避難所の備蓄倉庫には発電機、コードリール、照明器具、メガホン、オムツ、生理用品、トイレ用品、ラジオ、衣類等を備蓄している。孤立想定地区の備蓄倉庫にはこれらに加え、毛布、水、食料、ガソリン缶詰、キャンプ用テント等を備蓄しており、賞味期限等使用に期限がある物は定期的に入れ替えを行っている。

## 防災（減災）体制の整備

### ① 釜石市防災会議

・災害対策基本法第 16 条「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く」により設置されている。

・現在の委員数は 40 名。市長を会長とし、国（釜石海上保安部、釜石港湾事務所他）、県（沿岸広域振興局）の職員や防災関係機関（釜石警察署、消防本部、消防団）、ライフライン関係機関（NTT、JR 東日本、東北電力、釜石瓦斯他）、釜石医師会、釜石歯科医師会、釜石薬剤師会、各種団体等から委員を選出している。

・主な業務は、「釜石市地域防災計画を作成し、その実施を推進する」「釜石市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集する」「非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、かつその実施を推進すること」等と規定され

ており、委員数が多い事もあり、釜石市地域防災計画の修正に際し意見を聴取すること、また、その機会に色々なご意見を頂戴しているのが現状である。

- ・女性委員だけの意見交換会を開催したことがあるが、今後、継続して定期的を開催していくことが課題である。

## ② 釜石市地域防災計画

- ・地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条で「市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。
- ・この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない」と規定されている。
- ・国や県の防災計画に沿った防災計画の策定が求められている。防災計画の一貫性という意味ではあるとうが、特に近年は大きな災害が頻発している状況から毎年計画の修正があるが、国として万全の防災体制を取るための計画修正となっているため実行するには予算や人、時間が要する内容であり、規模が小さな自治体にとって、計画は修正するけれども計画に基づいた実行がなかなか出来ない現実がある。
- ・釜石市地域防災計画では、釜石市役所の原則全ての部署が役割分担をしながら計画を遂行することを規定しているが、普段はあまり防災と関わりがないと捉えている部署もあり、計画の実行や地域防災計画に基づいた詳細計画の立案などが進んでいない状況もある。釜石市地域防災計画の遂行には釜石市役所を挙げての取り組みが必要である。

## ③ 釜石市災害対策本部

- ・災害対策基本法第 23 条の 2 の規定により、「災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、防災の推進を図るために必要がある時は、市町村長が市町村地域防災計画に定めるところにより、市町村災害対策本部を設置できる」とされている。市町村災害対策本部長は市町村長である。釜石市災害対策本部は 8 部 2 2 班体制で組織されており、各部長等が釜石市災害対策本部でも部長を務めている。

### ア. 災害対策本部事務局

当市における防災危機管理の担当部署は危機管理監防災危機管理課であり、平成 29 年の尾崎半島林野火災や令和元年台風第 19 号のような大きな災害が発生した場合、とても防災危機管理課だけでは対応できない。また、災害対応を迅速、的確に行うためにはある程度の人数が必要だということもあり、災害対策本部事務局を設置することとしている。災害対策本部事務局は岩手県や盛岡市の例を参考に統括班、情報班、対策班、広報班などを設け、各班には市役所内のいろいろな部署から人を配置し訓練をしている。今まで訓練を実施してきた感じるのは岩手県や盛岡市の例を参考にしつつも釜石独自

の組織体制や役割分担、手順が必要だということになる。災害時に迅速、的確な対応ができるようにマニュアル作成や訓練の実施に取り組んでいく予定である。

#### イ. 緊急初動特別チーム

地震・津波はいつ発生するか分からないが、発生した場合には迅速な対応が求められる。災害が発生した場合の対応拠点となるのが市第一庁舎になる。第一庁舎には防災行政無線の放送設備や津波監視カメラ、水門・陸閘の遠隔操作機器等が設置されている。地震・津波が夜間や休日に発生した場合に迅速に対応出来るように市第一庁舎周辺に住んでいる職員で緊急初動特別チーム第1班を組織している。

また、東日本大震災の際に東部地区のほとんどが浸水した経緯があることから、夜間・休日に大津波警報が発表された場合には、安全を考慮して鈴子町の釜石消防庁舎3階に災害対策本部を設置することにしている。そのため、中妻町に居住する職員を中心に緊急初動特別チーム第2班を組織している。市では、毎年9月1日に地震・津波避難訓練を実施しているが、その時等を利用して緊急初動特別チーム第1班並びに第2班の参集及び対応訓練を実施している。毎年のように退職や転居等で緊急初動特別チームの職員に若干の変更があるので、毎年の訓練は欠かさず実施し、その熟度を高める必要がある。

#### ウ. 避難場所担当者

津波災害緊急避難場所には近くに住む職員を避難場所担当者として配置するようにしているが、東日本大震災の被災により職員の居住環境も大きく変わったため、職員が配置できない津波災害緊急避難場所もある。課題としては、津波が防潮堤を越えて住宅地まで被害が及んだ場合の対応について市としての方針を決めていないことから、現段階では避難場所担当者の判断に任せてしまっているという点がある。

#### エ. 避難所担当者

現在、市内には小中学校の体育館を中心に19箇所の拠点避難所（指定避難所）を設けている。夜間、休日の避難所開設や地域の方々とのつながりを考えて、原則、拠点避難所の近くに住んでいる職員2人を避難所担当者としている。課題としては、避難所担当者になった後の説明や訓練が不十分な状態で実際の避難所運營業務に従事していること、避難所対応は長時間に亘ることがあるので、交代要員も含めて担当職員をもっと増やしておく必要があることなどがある。

#### ④ 業務継続計画（BCP）

・内閣府作成の「市町村のための業務継続計画作成ガイド」によれば、『業務継続計画とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画である』とされている。

・当市では平成28年度に業務継続計画（BCP）を作成したが、まだ十分に職員に浸透していないことや訓練等の実施とその検証に基づいた計画の見直しにまで至って

いないことなどがある。

#### ⑤ 災害時受援計画

- ・内閣府作成の「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」によれば、『災害が発生すると、たとえ被害の規模が小さく、影響範囲が限定的であっても、被災地方公共団体においては、通常業務の量や範囲を超えて生じる新たな業務への対応が必要となる。被害規模が大きくなり、影響範囲が拡大すれば、求められる対応の内容や量は拡大し、被災地方公共団体単独での対応は、一層困難になる。このような地方公共団体の対応力を超える状況下で不可欠なのが「応援の受入れ」です』として、『地方公共団体は、「災害時の受援（応援の受入れ）体制」をあらかじめ整備しておくべきである』としている。
- ・災害時の受援体制は、人的資源としては職員だけではなく、ボランティアやNPO等のボランティア団体、医療・保健・福祉分野の専門職能団体等の受援についても検討しなければならない。また、食料、水、生活必需品等の物的資源の受援体制についても検討しなければならない。市を挙げての体制づくりが求められる。
- ・当市では東日本大震災の対応のため、現在も応援職員の受け入れを行っているなど、東日本大震災での対応経験を今後の受援体制づくりに反映させる必要がある。復興事業等への対応もあり、災害時受援計画の策定等受援体制整備に取り組んでいない現状がある。

#### ⑥ 自主防災組織

- ・自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織である。
- ・災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」（第2条の2第2号）として、市町村がその充実に努めなければならない旨規定されている。
- ・消防庁作成の「自主防災組織の手引き」によれば、『非常時においては即地即応ということで、地域をよく知っているからこそ「細やかな対応ができる」、現場の近くにいるからこそ「迅速な対応ができる」というメリットを持っている。
- ・日常時においては隣保協同ということで、顔の見える関係を通して「支えあう絆を育むことができる」、地域密着の取り組みを通して「安心できる環境を創ることができる」というメリットを持っている。
- ・このメリットを生かしつつ、コミュニティだからこそできる取り組みを推進し、地域密着でしかできない活動を展開して、行政など公助の限界をカバーしなければなりません。』と記述している。
- ・東日本大震災においても孤立する地域が多い中、地域のつながり、助け合いによりその苦境を乗り越えた地域が多く、当市としても自主防災組織の重要性、必要性を重視

し、補助制度を設けるなど組織率の向上に努力しているが、現在の組織数は46、組織率は48.9%にとどまっている（R1.5月末現在）。

- ・東日本大震災により、特に被災地においては地域コミュニティにも大きなダメージを負った。だからこそ自主防災組織の組織化、活動の活発化を地域コミュニティ再生の手段とすることが必要だとも感じている。
- ・自主防災組織の組織化にだけ拘るのではなく、町内会を主体にした防災組織のあり方についても検討する必要があると感じている。

#### ⑦ 防災教育

- ・東日本大震災における市内沿岸部小中学校の児童・生徒の避難行動が防災教育の成果として脚光を浴びたように、防災力向上における防災教育の有効性、重要性は本市としても非常に大きいと感じている。
- ・本市の防災教育の始まりは、片田敏孝群馬大学大学院教授（現在は東京大学大学院特任教授）が本市の防災力向上のため、最初は一般の方への講演会の開催等を行っていたが、参加者数が少ない上に毎回同じような顔ぶれであることに危機感を感じて、市内小中学校の全教員を対象に講演会を開催した上で、教育委員会の全面的な協力により津波防災に関する防災教育に取り組んだのが始まりである。
- ・その成果が「釜石市津波防災教育の手引きの作成」や「東日本大震災における避難行動」等であり、この成果の実現は何も片田教授の力だけではない。
- ・釜石小学校、釜石東中学校など各学校での校長先生以下教職員の方々の努力無くしてはその実現はできなかった。また、片田教授が目指した防災教育も児童・生徒のためだけではなく、児童・生徒は10年経てば大人になる、また10年経てば親になるというように市としての将来を見越しての防災教育への取組みだった。
- ・現在の防災教育は学校教育を中心に進められているが、洪水・土砂災害への対応を考えると児童・生徒が家にいる可能性も大きく、市としては、学校と地域が連携した地域防災としての取り組みが重要と考えている。

#### ⑧ 防災士

- ・防災士とは「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを日本防災士機構が認証した人」とされている。現時点では公的資格ではなく、民間資格となっている。
- ・本市では鶴住居地区防災センターに関する調査委員会の報告書の中で、齋藤徳美委員長から防災対策の一つとして「市職員は全員防災士の資格取得」との提言を受けて、平成27年度から防災士資格取得講座を実施し、現時点（R2.1月）では339名が防災士資格を取得している。（R2.2月の講座で60名が新たに資格取得予定）
- ・本市では、市職員だけが防災士資格を取得しても市としての災害対応力が向上するわけではないと考えており、講座対象者は自主防災組織、民生委員、消防団員、企業の

方、高校生等広く受け入れている。

- ・資格取得には、約5万円の講座受講料と防災士資格認証登録料5千円の費用がかかり、当市では登録料5千円以外の費用は市が負担している。
- ・防災士が増加することは防災に関する意欲が高い方が防災知識を取得することが出来ることから個人の防災力が向上する効果はあるが、より効果を高めるには防災士の方々の組織化や地域との連携が重要であり、今後、早急に取り組む必要があると考えている。

### 地域防災力向上の取組み

- ・地域社会が防災に果たす役割は大きなものがある。例えば、阪神・淡路大震災においては、倒壊した家屋等から救出された人のうち約8割の人が家族や近隣住民によって救出されたと言われている。
- ・東日本大震災においても多くの地区が津波の被害により孤立したが、ほとんどの地区が食料の持ち寄りや被災しなかった家屋に被災した住民が避難したりして、地域の助け合いによって発災直後を乗り切った。
- ・当市は災害リスクの高いまちだからこそ地域防災力の向上は大切な市民の命を守るための非常に重要な取り組みだと認識している。

#### ① 住 民

- ・災害対応における基盤は住民一人ひとりである。国においても中央防災会議 防災対策実行会議における「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ」が取りまとめた『平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方』の中で住民の避難に関する基本姿勢として『「自らの命は自らが守る」意識を持つ』ことを強く打ち出した。
- ・これまで、ともすれば、防災対応は行政（市町村）が主体的と取れるような国の姿勢だったので、大きな転換点を迎えたともいえる。
- ・適切な避難行動を行うためには、自分が住んでいる場所等の災害危険度（津波の浸水想定区域内かどうか、洪水浸水想定区域内かどうか、土砂災害危険箇所に含まれているかどうか等）の正しい知識を持ち、現在及びこれからの雨の降り方や台風の影響等を勘案して自分が災害に遭う危険性があるかどうかの正しい認識や判断力を持ち、自分に必要な物を持った上で緊急避難場所等の安全な場所に迅速に避難行動を実行する必要がある、避難行動は基本的には住民一人ひとりに委ねられている。
- ・ただし、避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）と言われるような避難するのに誰かの支援が必要な方については家族、隣近所、地域等の支援体制を整備する必要がある。
- ・市は、住民の災害に関する知識習得の支援や避難のタイミングの支援のために避難勧告等の避難情報を早めに出すこと、緊急避難場所の整備や周知を事前に行うことで避難行動を支援することが役割である。



- ・避難行動要支援者の名簿作成とそれに基づく個別計画の作成支援等支援体制の整備も行政の役割である。

## ② 地域コミュニティ

- ・地域コミュニティとは伝統的には、自治会、町内会、婦人会、青年団、子ども会などの地縁団体が主な担い手であり、その役割としては次のようなものが挙げられと言われている。

### (i) 生活に関する相互扶助（冠婚葬祭、福祉、教育、防災等）

- 個人や家庭が直面するハプニングや課題に地域コミュニティ全体で対応し、困難を緩和する。

### (ii) 伝統文化等の維持（工芸、祭、遺跡等）

- 経済活動のみによっては維持できない特色・文化・景観などを地域コミュニティの活動を通じて維持する。

### (iii) 地域全体の課題に対する意見調整（まちづくり、治安維持、山林保全、防災等）

- 皆と協力しないと実施できないような取り組みや利害調整を図る必要がある課題の意見調整を地域コミュニティの活動を通じて行う。

以上のように地域コミュニティは多様な地域活動を行っており、防災もその一つである。福祉、観光、教育、社会基盤整備など様々なまちづくりの積み重ねが地域コミュニティの力となり「防災力」を高めると言われている。このことは同時に、福祉や観光、教育の力も高めることが出来ると考えている。市として地域コミュニティ力を高めることは総合的な力を高めることにつながり、結果的には防災力を高めることにもつながるため非常に重要な取り組みと考えている。

## ③ 地域防災力

- ・地域の防災を主眼とした組織として自主防災組織や消防団がある。自主防災組織は地域防災の要であり、自主防災組織の活動の活発化や組織率を高めることは直接的な地域防災力の向上が期待できることから自主防災組織の活動の活発化や組織率向上に今後も努める必要がある。

- ・もう一つの地域防災の要は消防団である。消防団の主な活動は火災対応と思われがちだが、地震・津波、大雨災害などの時にも地道な活動を続けている。風が強い時、大雨の時などは担当の地域を巡回し、災害が発生するのを未然に防いだり、初動対応をするなどの大切な活動を行っている。

- ・徐々にではあるが、市、消防署、消防団の連携が図られてきている。消防団の大きな課題は消防団員の減少である。人口減少や高齢化の進展などにより消防団員の減少が進んでいるため、この対応が大きな課題の一つである。

- ・地域防災力の担い手として今後期待しているのが防災士である。防災に関する知識や意欲を持った方がほとんどであり、地域防災力の担い手として期待している。課題はスキルアップと組織化、そして自主防災組織や町内会、消防団との連携・協力である。

**④ 地区防災計画（参考：「地区防災計画ガイドライン」内閣府）**

- ・地域での防災活動を計画的、持続的に行うための手法として地区防災計画の作成がある。
- ・東日本大震災において、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策が上手く働かないことが強く認識された。
- ・市町村の行政機能が麻痺するような大規模広域災害が発生した場合には、まずは、自分自身で自分の命や身の安全を守ることが重要であり、その上で、地域コミュニティでの相互の助け合いが重要になってくるとの教訓を踏まえて、平成 25 年に災害対策基本法が改正され、自助及び共助に関する規定がいくつか追加されたほか、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が新たに創設された。
- ・地区居住者等が、行政（市町村）と連携して地区防災計画を作成したり、計画提案を行ったりすることは可能であり、市町村地域防災計画の中に地区防災計画が規定されることによって、市町村と地区が連携して防災活動を行うことが可能となり、地区防災力を向上させることが期待できる。当市においてはまだ地区防災計画を作成した地区はなく、今後の課題である。

**⑤ 地震・津波避難訓練**

- ・いつ発生するか分からない地震・津波だが、発生した場合には沿岸部にいる方は一刻も早く出来るだけ高い場所に避難しなければならない。
- ・迅速な避難には訓練が不可欠となるが、三陸沿岸は地震・津波の常襲地域であり、津波避難訓練は以前から行われており、当市では、東日本大震災前は昭和三陸地震津波が発生した 3 月 3 日に津波避難訓練が行われていたが、東日本大震災前は訓練の参加者が少なくなってきたことが課題だった。
- ・当市では東日本大震災後の平成 27 年度から津波避難訓練を再開し、当初は「津波防災の日」である 11 月 5 日に実施したが、アワビの口開けと重なるなどしたため、漁業者の参加や訓練そのものの実施に課題が生じたことなどから、「釜石市防災会議 命を守る避難訓練検討専門委員会」を組織して訓練の日程や効果的な訓練方法などを議論していただいた上で、訓練の実施日を「防災の日」である 9 月 1 日に津波避難訓練を実施することが決定された。
- ・市内全域を対象にした訓練とするために平成 30 年からは「地震・津波避難訓練」として実施している。
- ・住民の訓練参加が少ない課題は解決していないため、住民等の訓練参加者を可能な限り増やす手法を構築することが今後の大きな課題である。

**⑥ 洪水・土砂災害ハザードマップ、自主避難計画の作成と配布**

- ・当市は土砂災害危険箇所が 1,025 箇所（土石流危険溪流 421 箇所、急傾斜地崩壊危険

箇所 604 箇所) と多いことから土砂災害の危険性が高い上に、甲子川、鶉住居川等の河川の狭い流域に多くの住宅が建設されていることから洪水の危険性も高い地域である。

・平成 24 年から各町内会のご参加をいただいたワークショップを開催し、町内会毎の「洪水・土砂災害緊急避難地図 (ハザードマップ)」と自主避難計画を作成し、町内会毎に全戸配布を行っている。

・ワークショップは 3 回開催し、1 回目は、洪水や土砂災害とはどのようなものかや全国的な洪水・土砂災害の状況などの基礎知識の講演を行った後、地域の洪水・土砂災害の危険箇所を認識していただくために、町内会の区域内の洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域・特別警戒区域等の状況について知っていただくことと、地域に古くから伝わる危険箇所や前兆現象的な情報を参加者からいただき、地図に入れ込む作業を行っている。

・2 回目は、地域の避難方法を考えるため、1 回目の情報を基に、「いつ」「どこに」避難するのかの自主避難ルールの検討を行う。3 回目は、1 回目、2 回目で出した情報を改めて見直しして必要であれば修正を行う。こうして作成したハザードマップ等を町内会毎に全戸配布して町内会全体としての共通認識を図っていただき、台風の接近等災害発生の危険性がある場合の的確、迅速な避難行動につなげていきたいと考えている。

・今年度は鶉住居、片岸地区において実施した。来年度の東部地区 (只越町、浜町、東前町、新浜町) を実施すればほぼ市内全域のハザードマップが完成する予定である。

・今年度、岩手県から甲子川、鶉住居川の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が公表されたが、想定雨量が大幅に増えたため (甲子川—2 日間 317mm⇒48 時間 759.7mm、鶉住居川—2 日間 258.7mm⇒48 時間 760.4mm)、洪水浸水想定区域が広くなり、想定浸水深も深くなったことによりハザードマップの見直しが必要な町内会が出てきたため、ハザードマップの改訂を令和 3 年度に実施したいと考えている。

・洪水浸水想定区域が広く、想定浸水深が深くなったことにより、避難できる場所 (施設) が極めて少なくなったという課題も出てきたため、この対応策が今後の大きな課題になる。

#### ⑦ 洪水・土砂災害避難訓練

・上記の洪水・土砂災害ワークショップにご参加いただいた町内会の中から 1 町内会にご協力いただき、洪水・土砂災害避難訓練を実施している。

・津波避難は大きな地震の発生や気象庁からの大津波警報の発表等避難行動開始のタイミングが比較的分かりやすいのに対し、大雨による避難はいつ避難したらいいのかの避難のタイミングが難しいため、訓練においては簡単な雨量計測や前兆現象が発見されたとの前提で避難していただいている。

・平成 28 年に洪水・土砂災害避難訓練を行った栗林町の砂子畑町内会からは同年に発

生した台風第10号の際の避難にこの避難訓練が有効だったと言われたが、避難訓練の意味をあまりご理解いただけていない町内会もある。

- 令和元年台風第19号においては、雨量が多くなるのは深夜が予測されたため、市では安全なうち、明るいうちの早目の避難をしていただくために早くから避難勧告等の避難情報を発令したが、避難所への避難者数を見ると実際の避難行動にはあまり結びついていないのではないかとと思われる。どちらかというとも雨が激しくなってから慌てて避難した方が多いようにも感じられる。

- 洪水・土砂災害避難訓練は地域の危険な状況や雨量の状況により避難のタイミングや避難行動が異なる場合があり、市内一斉の避難訓練の実施は困難だという課題はあるが、今後も出来るだけ多くの町内会が参加でき、洪水・土砂災害からの避難について理解が深まるような訓練の実施を検討していく必要がある。

⑧ 防災出前講座、防災学習会等

- 防災についての理解を深めていただくには、防災危機管理課の職員が住民の皆様や児童・生徒の皆さんなどと直接話ができる機会を多く設けることが効果的だと感じており、依頼があれば極力対応するようにしている。

- ただ、地域防災力の向上のためには、もっと積極的に町内会等との対話の機会を増やしていく必要があるとも感じており、防災出前講座、防災学習会等の機会を増やしていく工夫が必要と考えている。

「前掲」の「地域づくり部会」の活動内容について、以下に紹介する。この部会は、地域の活性化を図るため、地域の課題を把握し、その解決を図ることを目的として、地域の関係者から有志を集めて組織された。活動内容は、地域の現状調査、課題抽出、対策立案、実施、評価のサイクルを繰り返している。また、地域の関係者との連携を図るため、地域づくり部会と連携した活動を行っている。この部会の活動は、地域の活性化に大きく貢献している。以下に、この部会の活動内容について詳しく紹介する。

# 地域づくり部会

この部会は、地域の活性化を図るため、地域の課題を把握し、その解決を図ることを目的として、地域の関係者から有志を集めて組織された。活動内容は、地域の現状調査、課題抽出、対策立案、実施、評価のサイクルを繰り返している。また、地域の関係者との連携を図るため、地域づくり部会と連携した活動を行っている。この部会の活動は、地域の活性化に大きく貢献している。以下に、この部会の活動内容について詳しく紹介する。

（前掲）「地域づくり部会」の活動内容について、以下に紹介する。この部会は、地域の活性化を図るため、地域の課題を把握し、その解決を図ることを目的として、地域の関係者から有志を集めて組織された。活動内容は、地域の現状調査、課題抽出、対策立案、実施、評価のサイクルを繰り返している。また、地域の関係者との連携を図るため、地域づくり部会と連携した活動を行っている。この部会の活動は、地域の活性化に大きく貢献している。以下に、この部会の活動内容について詳しく紹介する。

この部会は、地域の活性化を図るため、地域の課題を把握し、その解決を図ることを目的として、地域の関係者から有志を集めて組織された。活動内容は、地域の現状調査、課題抽出、対策立案、実施、評価のサイクルを繰り返している。また、地域の関係者との連携を図るため、地域づくり部会と連携した活動を行っている。この部会の活動は、地域の活性化に大きく貢献している。以下に、この部会の活動内容について詳しく紹介する。

この部会は、地域の活性化を図るため、地域の課題を把握し、その解決を図ることを目的として、地域の関係者から有志を集めて組織された。活動内容は、地域の現状調査、課題抽出、対策立案、実施、評価のサイクルを繰り返している。また、地域の関係者との連携を図るため、地域づくり部会と連携した活動を行っている。この部会の活動は、地域の活性化に大きく貢献している。以下に、この部会の活動内容について詳しく紹介する。

## 地域活動の活性化

- ・地域活動の活性化を図るため、各地区生活応援センター（公民館）が主体となり各種イベントを開催している。
- ・町内会支援や地域イベントへの協力を通して地域活動の活性化に努めている。
- ・震災後は地域内外の団体（NPO・企業など）の支援も多く、様々な形で地域活動が行われた。
- ・少子高齢化や震災後の時間経過につれ、地域内での人材不足などを背景に様々なイベントが先細りになっている。
- ・地域内での世代交流や後継者の育成などを図るとともに、将来を見据えた内容・規模のイベントを計画していく事が必要とされている。

## 地域のアイデンティティ形成

- ・地域のアイデンティティ形成を図るために、各地区生活応援センター（公民館）が地域内の人材や資源を活かした取り組みを実施している。
- ・昔から地域に根付く郷土芸能や地域行事の維持保存に取り組んできた。
- ・歴史講座や史跡めぐり等を開催し、地域の歴史や文化財の継承に努めてきた。
- ・人口減少や少子高齢化に伴い、地域活動の担い手不足という問題が生じてきているため、地域内外の交流や後継者育成を図り、将来に向けて持続可能な形を検討していく必要がある。

## 高齢者の居場所づくり・介護予防事業

- ・高齢者の居場所づくりを促進するため、釜石市内の各地区生活応援センター（公民館）でサロン活動を展開するほか、地域包括支援センターでは、地域の身近な場所に住民主体の「通いの場」を推進する活動として、「いきいき100歳体操」の普及に取り組んでいる。
- ・参加者の固定や高齢者の活動の広がりといった面では課題が残る。
- ・高齢化に伴い高齢者が会を運営できなくなってくることも考えられ、その際のサポートや、参加者の固定化を防ぐため多様な居場所作りが必要である。

## 検診・健康相談・健康意識向上

- ・住民の健康知識や意識の向上のため、各地区生活応援センターでは、保健師が中心となり、健康相談や健康教育を行っている。
- ・特定健診やがん検診の受診率向上に関しても、健診やがん検診を受ける意義等を健康教育等で普及するなどして取り組んでいる。
- ・釜石市は、脳卒中死亡率が県内1位、また特定健診やがん検診の受診率も県内では低く、住民の健康意識の向上は今後も課題である。

## 認知症サポート

- ・高齢化・長寿化に伴い、認知症高齢者が増加している。
- ・地域包括支援センターでは、認知症の早期発見・早期受診を目指し、認知症初期集中支

援チームを設置している。また、同センター配置の認知症地域支援推進員及び保健師が中心となり、認知症サポーター養成講座や、認知症カフェ、もの忘れ相談などの事業を各地区応援センター保健師と協働し行っている。

- ・認知症の支援で重要なのは、地域ぐるみで正しい知識の下、見守るということである。

## 福祉課題の解決

・各地区生活応援センターでは地域の福祉的課題を協議・共有する「地区センター会議」を主宰し、地域課題の掘り起しや、課題解決に向けた情報共有、関係機関との連携を行っている。

・主にあげられているのは、認知症の増加、高齢ドライバーの増加、通院や買い物の交通手段、8050問題、高齢者の居場所づくりなどである。

・これらに関しては、民生委員との連携会議や、住民同士の見守り体制の構築、保健師等の専門職の対応などの取り組みが見られている。

・福祉的課題は地区ごとに課題の性質も多岐にわたることから、生活支援コーディネーターが形成する地域のネットワーク、世話焼き人の養成と連携、地域ニーズの把握、サービス開発とそのマッチングの実施がより重要になってくる。

## 交通弱者支援

・東日本大震災の後は、仮設団地近くまでバス路線が乗り入れるなど、被災地の生活の足として機能してきたが、被災者の生活再建が進み、仮設団地の集約化が図られるなど街並みが整ってきたことに加え、バス運転手の担い手の減少という問題が顕在化した。

・市内の特に支線部において、持続可能な公共交通のあり方を探るため再編を行った。

・高齢化や免許返納により増加する交通弱者に対応できる施策はできておらず、住民と行政、事業者の協働体制も完全にはできていない。

・新たな移動手段となるコミュニティバスの運営・維持と併せて、運行を再開した三陸鉄道リアス線の利用促進を含めた地域公共交通の今後のあり方について、沿線住民のニーズや利用状況を見極めながら検討していく必要がある。

## 買い物弱者支援

・買い物支援については、障がい者などへ福祉タクシー利用料給付事業や高齢者等配食サービス事業、住民主体による介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスB）などを行っているほか、買い物バスの検討などを行っている。

・買い物弱者数を正確に把握することは困難であり、原因（健康状態、経済状態、店舗までの距離、買物に用いる交通手段の状況、家族等の状況、地域コミュニティの状況等）により異なってくるものであり、一概に解決策を提示する事も難しい。

## 生活環境整備

・社会資本の老朽化のほか、台風や集中豪雨等の自然災害の多発により、道路や河川の維持補修や改良、安全対策が急務となっている。

・地域からの地域要望の把握と市内全体での優先順位を調整しながら、費用対効果などを含

めて計画をたてていく必要がある。

## 防犯・事故防止

- ・市内各地域において、小学生の登下校時に合わせて見守り活動をしているほか各地で防犯灯の設置などを行い防犯・事故の防止に努めている。
- ・クリーンアップ活動やガードパイプの設置、交通安全街頭活動などを行い事故防止に努めている。
- ・釜石警察署や関係機関と協力して、街頭指導や見守り活動を展開し、高齢運転者の事故抑止に努めているほか、運転免許証を自主返納した方で運転経歴証明書を交付されている方に、市内店舗での特典や、市コミュニティバス運賃が半額となる優遇措置を設けている。

## 防災

- ・平成 24 年度からワークショップ形式により原則町内会毎に洪水・土砂災害ハザードマップ及び自主避難計画（独自の避難判断基準と自主避難場所等を規定）の作成し、町内会毎に全戸配布を行ったほか、一部地域で洪水・土砂災害の避難訓練も開催している。
- ・ハザードマップの住民認識が低い他、訓練を実施していない地区がほとんどである。またアンケート結果からも避難訓練に参加したことがない人が 4 割以上いる。

## 生涯学習

- ・「全ての人々が生涯にわたり、あらゆる機会に、あらゆる場所において学ぶことができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現」という生涯学習の理念に基づき、各公民館では、地域住民が社会性を高め、積極的に社会参加や社会貢献できる土壌を形成するとともに、学ぶことを通して生きがいを見出し、一人一人が心豊かに暮らしていける社会を実現できるような事業展開に努めている。
- ・参加者・内容の固定化や男性向けの実施事業が少ないといった課題がある。
- ・被災した地区ではようやく公民館事業に参加できる生活環境が整い始めたばかりの方々も多い。

## 公民館事業

- ・地域住民が積極的に社会参加や社会貢献できる土壌を形成するとともに学ぶことを通して生きがいを見出すことを目指して、地域の実情に即した公民館事業の実施に努めている。
- ・各公民館では地域の文化や福祉の向上に向けた継続的な取組が求められるとともに、公民館事業を通じて復興公営住宅入居者等の被災者と地域の交流を促進する場所としての役割も期待されている。

## 地域会議

- ・各地域会議では住民が主体的に地域課題について話し合い、交付金を活用してその解決に取り組んでいる。
- ・年 2 回開催される全体会議では、地域の努力だけでは解決が難しい課題等について、行政に直接地域の意見を伝え、話し合う機会となっている。



- ・ 少子高齢化や生活スタイルの変化により町内会活動をはじめとする地域活動の現場での担い手不足が課題となっており、そのことが新たな地域課題を生み出す要因にもなっている。
- ・ ハード面の地域課題が多く、市への要望という形も多いが、最近では防災、災害時要援護者対策、地域イベントの再興、見守り活動の組織化など地域住民による主体的な活動が広がりつつある。

## 地域と学校との協働

- ・ 地域全体で児童生徒の成長を見守り、地域住民と学校が相互に連携することでより厚みのある地域活動と学びの機会を創出する取組みを行っている。
- ・ 核家族化の進展等により子育て世帯の地域活動への参加減少や、家庭を含む地域の子育て環境の低下といった課題があり、少子高齢化がこの傾向をより深刻なものにしている。

